

平成 29 年 12 月 11 日
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生推進交付金事業にかかる銀行によるコンサルティング業務に関する
考え方（まち・ひと・しごと・創生本部事務局から金融庁への照会）について

【まち・ひと・しごと創生本部事務局からの照会】

- 地方創生推進交付金の対象となる事業は、地方公共団体が事業計画を策定し、地域企業等と共同して実施される事業である。

- 監督指針「Ⅲ-4-2 「その他の付随業務」等の取扱い（1）において、「銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務・・・については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。」
とあるが、銀行法10条2項の「その他の付随業務」として銀行の行うことができるコンサルティング業務の対象は、
 - ・ 現在の取引先との事業に限定されることなく、今後、取引先となる可能性が高い者との事業も含まれるのか。
 - ・ 地方公共団体との事業も含まれるのか。

【金融庁からの回答】

- 金融庁は、地方銀行が、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスの提供等を実践し、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献することを期待している。

- お尋ねの銀行によるコンサルティング業務の対象については、現在の取引先の事業に限定されるわけではなく、今後取引先となる可能性が高い者との事業も含まれる。

- また、地方公共団体と地域企業との共同事業も含まれる。

- 金融庁は、地方公共団体において、適切な事業計画を作成した上、銀行等とも連携し、実効的に地方創生施策を推進されることを期待している。